

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年7月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年7月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年7月27日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿屋市複合店舗

鹿屋市王子町3973番3 外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) 鹿屋市複合店舗

イ 変更後 鹿屋市複合店舗

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治

東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

イ 変更後 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

3 変更年月日

2の(1) 令和2年4月3日

2の(2) 令和元年9月25日

4 届出年月日

令和3年6月23日